

薬第1154号  
令和4年4月15日

公益社団法人神奈川県薬剤師会長 様

神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課長  
( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染症に係る令和4年度ゴールデンウィークの医療提供体制の確保（薬局分）について（協力依頼）

本県の薬務行政につきまして、日頃より御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染再拡大が懸念される中、ゴールデンウィークの医療提供体制の確保が重要となっています。

そこで、県は、ゴールデンウィーク期間中（令和4年4月29日、5月1日、5月3日～5月5日）に、「発熱診療等医療機関」を受診した患者に対し調剤を行う体制の確保に御協力いただいた保険薬局を対象に、協力金を支給することとしました。

つきましては、貴会会員へ周知いただくとともに、医療提供体制の整備について御協力くださいますようお願いいたします。

1 対象期間

令和4年4月29日（金）、5月1日（日）、5月3日（火）から5月5日（木）まで  
（5日間）

2 医療提供体制の整備について

「1 対象期間」の各日において、県内の市区町ごとに地域の実情に応じて4薬局を目安に体制を整備していただくよう調整をお願いします。

3 協力金支給対象保険薬局・要件等について

(1) 支給対象

県内の保険薬局

(2) 支給要件

対象期間中に1日あたり合計4時間以上「発熱診療等医療機関」を受診した患者に対し調剤を行う体制を整備し、原則として事前に届出すること。

(3) 支給額

ア 体制を整備した時間が4時間以上8時間未満の場合

1日あたり1万5千円（日数に応じて支給）

イ 体制を整備した時間が8時間以上の場合

1日あたり3万円（日数に応じて支給）

#### 4 対応可能な日時等の届出について

##### (1) 届出方法

ゴールデンウィークの「発熱診療等医療機関」を受診した患者に対し調剤を行う体制の確保に御協力いただける場合は、次の神奈川県電子申請システムより事前の届出をしてください。

URL

[https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=31747](https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=31747)



※電子申請システムでの届出に御協力をお願いします。なお、電子申請システムの入力ができない場合には、問合せ先まで御連絡ください。

##### (2) 届出期限

令和4年4月25日(月)

#### 5 協力金の支給の手続きについて

令和4年5月6日(金)以降、事前に届出をいただいた保険薬局に対し、手続き方法等を別途御案内します。

#### 6 その他

事前に届出していただいた情報をもとにゴールデンウィークの対象期間中に対応可能な薬局の一覧(薬局名、薬局所在地、電話番号、ファクシミリ番号)を作成し、県民向けに県薬務課ホームページで公表します。

問合せ先

薬事指導グループ 八木、劔持

電話 045-210-4967

## ～ゴールデンウィークの医療提供体制の確保にご協力ください～

新型コロナウイルスの感染再拡大が懸念される中、ゴールデンウィークの医療提供体制の確保が重要となります。保険薬局の皆様におかれましては、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

県と保健所設置市は、対象期間（令和4年4月29日、令和4年5月1日及び令和4年5月3日～令和4年5月5日）の「発熱診療等医療機関」を受診した患者に対し調剤を行う体制の確保にご協力いただいた以下の保険薬局を対象に、協力金を支給します。

### 1 対象期間

令和4年4月29日（金）、令和4年5月1日（日）、令和4年5月3日（火）～令和4年5月5日（木）（5日間）

### 2 対象保険薬局・支給要件等

【支給対象】 県内の保険薬局

【支給要件】 対象期間中に1日あたり合計4時間以上、「発熱診療等医療機関」を受診した患者に対し調剤を行う体制を整備し、原則として事前に届出

【支給額】 ・体制を整備した時間が4時間以上8時間未満の場合

1日あたり1万5千円（日数に応じて支給）

・体制を整備した時間が8時間以上の場合

1日あたり3万円（日数に応じて支給）

○対象期間に対応可能な日時等について、4月25日（月）までに神奈川県に届出をお願いします。登録は県が一括して受け付けます。

○届出方法は県薬務課ホームページ等でご案内します。

○届出いただいた内容の一部（薬局の名称、所在地、電話番号等）を県薬務課のホームページで公表します。

### 3 協力金支給の手続きについて

令和4年5月6日（金）以降、事前に届出をいただいた保険薬局に対し、手続き方法等を別途ご案内します。

### 4 その他

ゴールデンウィークの対象期間中に対応可能な薬局の一覧は、県民向けに県薬務課ホームページに掲載し、公表します。

問合せ先

神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課  
ゴールデンウィーク協力金担当

電話 045-210-4967